

行 動 計 画 (第5回)

井森工業株式会社

次世代育成支援対策法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次の行動計画を策定します。

【 計画期間 】 平成30年10月1日 ～ 平成32年09月30日までの、2年間

【 計画内容 】

目標 1 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

- 平成30年10月～
育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業や短時間勤務等諸制度の周知を継続する。
- 平成31年10月～
男性が育児休業を取得しやすいように、男性の育児休業に関するリーフレット等を配布または安全衛生委員会等により、周知することを徹底する。

目標 2 : 年次有給休暇取得促進のための施策実施

- 平成30年10月～
年次有給休暇の取得現状をデータ化し、社内で検討できる環境を作る。
年次有給休暇取得推進日の選定（常態化の推進）
- 平成31年10月～
年次有給休暇取得状況を各部門に開示し、取得しやすい環境作りをする。
年次有給休暇取得推進日の選定（常態化の推進）